

市民活動センターがオープンしました

■問い合わせ先 市民活動センター ☎(32)7290

5月16日に市民活動センターがオープンしました。

オープンに先駆け、5月15日にはオープニングセレモニーを開催し、市長や来賓によるテープカットなどを行いました。セレモニー終了後の施設内覧会では、来場者の皆さまに市民活動の場となる施設内を見学していただきました。



オープニングセレモニー



内覧会

市民活動センター概要

市民活動センターは、市民活動（市民が自主的・主体的に行う公益的な活動）を行うための拠点となる施設です。市民活動に関するイベントや講座の開催、相談事業、利用登録団体への備品の貸し出しなど、市民活動の活性化を目的としています。

また、施設内には、どなたでも利用できる交流スペースがあり、市民活動の情報発信の場になっています。

■開館時間

月～土曜日（水曜日は除く） 午前9時～午後9時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

■所在地 緑三丁目5番地1

■休館日

水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

※施設保守点検などのために臨時休館する場合があります。

■主な貸出施設・備品

どなたでも利用可 交流スペース、コピー機（有料）、印刷機（有料） 他

利用登録団体のみ利用可 会議室（3部屋）、研修室（3部屋）、ロッカー（有料）、メールボックス、大判プリンタ（有料） 他

市民活動センター利用登録を受け付けています

市民活動センターでは、下野市内で市民活動を行う個人または団体のセンター利用登録を受け付けています。

市民活動を行っている方やこれから行おうとしている方は、ぜひ登録をご検討ください。

■利用登録のメリット

- ・センター内の多くの設備や貸し出し用備品が使用できる
- ・活動内容やイベント情報などを発信できる
- ・助成金情報や他団体の活動情報を得る機会が増える
- ・交流会などを通じて他団体とネットワークを広げることができる

■利用登録の対象範囲

市内で市民活動を行う個人または団体（NPO法人、組合、サークル、育成会などの共益的団体や地縁団体など）

※非営利の社会貢献活動や社会性の高い事業のために利用する場合に限り、事業者も含まれます。

■登録方法 必要書類をセンター窓口へ提出

■必要書類

市民活動センター利用登録申請書、代表者の身分証の写し、活動内容が分かる資料、活動目的等がわかる定款や会則または規約（団体のみ）、構成員名簿（団体のみ）

利用登録上の注意点

利用登録を行っても、次に該当する活動に利用することはできません。

- ・利用登録を行った市民活動の範囲外の活動
- ・営利を目的とした活動や宗教活動、政治活動
- ・センターの許可を得ない募金活動 など

詳しくは「利用の手引き」へ

対象範囲や登録上の注意について、「利用の手引き」に詳しく記載しています。市ホームページに掲載していますのでご覧ください。

